保福障支第１６７号
令和２年４月１０日

移動支援事業所
日中一時支援事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局
福祉部障害支援課長
（公印省略）

緊急事態宣言後の移動支援及び日中一時支援の臨時的取扱いについて（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から令和２年４月７日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室から令和２年４月７日付け事務連絡「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」が示されました。

埼玉県におきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第２項に基づく、社会福祉施設への使用制限や使用停止に係る要請がなされていないため、引き続き感染症予防対策に十分御留意いただいたうえで、サービスを提供していただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言後（令和２年４月８日以降）の、本市内での新型コロナウイルスへの対応に伴う移動支援事業及び日中一時支援事業における臨時的取扱いについては、別紙のとおりといたしますので、御確認の上御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【担当】
さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課自立支援給付係
TEL048-829-1305
FAX048-829-1981
e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp

別紙

緊急事態宣言後の移動支援及び日中一時支援の臨時的取扱い

１　移動支援事業

① 令和２年３月１３日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（保福障支第５６６３号）のとおり、外出することにより利用者に感染するおそれがある等の理由により、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行う場合、居宅での移動支援の実施を可とします。

② 通所系サービス等の受入れ縮小等に伴い、利用者から利用時間数の増加を求められた場合は、決定支給量を超える提供を可とします。

２　日中一時支援事業

① 令和２年３月１２日付「新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護における臨時的な取扱いについて」（保福障支第 5598 号）を準用します。
このうち、臨時的な在宅でのサービス提供の届出（別紙２）及び臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（別紙３）の提出は省略可とします。
また、在宅での訪問による支援が困難な利用者については、電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも報酬算定を可とします。

② 通所系サービス等の受入れ縮小等に伴い、利用者から利用日数の増加を求められた場合は、決定支給量を超える提供を可とします。

※新型コロナウイルスに関する厚生労働省及びさいたま市発出の通知は、さいたま市ホームページ（https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/012/002/index.html）に掲載してあります。